

## 知事意見の概要

### はじめに

- ・環境影響評価制度は、事業者自らが調査・予測・評価の結果を公表し、住民や自治体等の意見を踏まえ、事業をより環境に配慮したものとすることを目的としている。
- ・本意見は、県民、関係市町の長、山梨県環境影響評価等技術審議会等の幅広い意見を取りまとめ形成したものである。
- ・事業者は、環境影響評価法第21条第1項の「知事の意見の勘案」及び「県民の意見への配慮」を、最大限の誠意をもって行い、準備書を十分再検討したうえで評価書を作成するとともに、作成に当たっては本県の良好な生活環境と豊かな自然が保全されるよう可能な限りの措置を検討するよう強く求める。
- ・準備書は、縦覧開始時点から資料や説明の不足が指摘され、技術審議会においても必要な資料の提示を求めたが、十分な対応が得られなかった。環境影響評価準備書や環境影響評価書等は、環境影響評価制度の根幹をなすものであることから、より具体的な記述と充実した資料により、分かりやすい環境影響評価書となるよう求める。

### I 全般的な事項

1. 本県技術指針の反映及び環境保全措置の検討（方法書知事意見への対応）
  - ・今後の計画の具体化の過程における環境への配慮の内容を環境保全措置として位置付けること。また、環境保全措置は複数案を比較検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
  - ・環境保全措置を行うとした際の判断材料及び判断基準を評価書に記載すること。
  - ・環境保全措置については、回避、最小化、代償の順で検討するとともに、代替案との比較検討等を行い、その結果を評価書に記載すること。
2. 路線の絞り込み過程における環境影響評価の結果の反映状況の明確化
  - ・方法書段階から準備書段階のルートへの絞り込みに、環境影響評価の結果がどのように反映されたのか、詳細かつ丁寧に評価書に記載すること。
3. 環境保全措置の検討に係る基本的な考え方
  - ・環境への負荷をできる限り回避し、又は低減すること等を求めた環境影響評価法第3条の主旨を尊重すること。併せて、「環境基準」は、現在の環境が環境基準を下回っている地域において、環境影響を基準値まで許容させることを定めたものではないことを念頭に置き、環境保全措置の検討を行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
  - ・環境保全措置を検討するに当たり、画一的な表現や「必要に応じて」、「適切に対応する」等の抽象的な表現を避けることとし当該措置を実施するための判断基準について、地域の特性を考慮した具体的な内容となるよう修正して評価書に記載すること。
  - ・環境保全措置（防音防炎フード、防音壁等）が複数想定される場合は、それらの選定方針と対象となる箇所、地域等を明らかにし、当該措置の選定の経緯を評価書に記載すること。
  - ・実施しないこととした環境保全措置についても、実施した場合に想定される効果について具体的に評価書に記載すること。

#### 4. 環境影響評価手続に係る図書、資料の作成に当たっての留意事項

- ・準備書の縦覧後、技術審議会等に情報提供を行った補足資料を全て評価書に添付し、補足資料の内容については評価書の関係部分に反映させること。
- ・構造物の構造（軌道の高さ、防音設備の種類）と地域特性（住居、学校、病院等の分布状況等）との関係を図表等により整理し、予測結果を容易に理解できるよう取りまとめて評価書に記載すること。
- ・地域住民が理解しやすい資料となるよう簡潔かつ平易な文章表現、視覚的な表示等を用いて評価書を作成すること。

#### 5. 専門家の助言、市町村へのヒアリング等の取り扱い

- ・専門家に質問した事項や専門家の助言及び事業者の対応の詳細についてとりまとめ評価書に記載すること。なお専門家の所属、氏名は本人の了承を得たうえで、評価書に記載すること。
- ・市町村へのヒアリングの際の質問事項、市町村の回答等を取りまとめ評価書に記載すること。

#### 6. 計画段階配慮事項の再掲載

- ・準備書で記載されなかった「対象事業に係る計画段階配慮事項」を評価書に再度掲載するとともに、環境保全措置の検討は「対象事業に係る計画段階配慮事項」に考慮して行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

#### 7. 環境影響評価項目及び事項の追加と調査、予測及び評価の再実施

- ・本意見により環境影響の把握が必要として追加を求める項目や事項は、本県の環境の保全のために必要な事項であることに特に留意し、評価の対象に追加して検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・事業者は主観的な資料のとりまとめや評価を行っており、県民、関係市町の長及び技術審議会から調査不足、予測の内容が不十分である等の指摘がある。本意見で環境影響評価の再検討を求める内容については、真摯に対応し知事意見を反映した評価書を作成すること。

#### 8. 環境影響の程度、「環境影響がない又は環境影響の程度が極めて小さいと判断」した理由の明示

- ・対象事業が及ぼす影響の検討は、主に環境基準等への適合状況について記載されているが、現在の環境が対象事業によりどのように変化するのか、環境保全措置により影響がどの程度低減されるのかなどが明らかになるよう検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

#### 9. 事後調査等の実施

- ・本事業の事業規模等を踏まえ、法で定める「環境保全措置等の報告」及び条例で定める「事業実施中及び実施後の手続」を実施すること。
- ・実績のある手法であり予測の不確実性はない、知見が蓄積され効果の不確実性は小さいとして、「事後調査は実施しない。」としている項目については、予測地点毎に検討し、事後調査の必要性、検討結果を一覧表にまとめ評価書に記載すること。
- ・工事中及び供用後新たに確認された環境影響については、問題解決のためのモニタリングの調査内容及び環境保全措置の検討を行い、対応状況については事業の実施中及び実施後の手続において明らかにすること。

## 10. 山梨リニア実験線における主な環境影響と対応事例の引用

- ・環境保全措置の検討に際して、参考にしたとする山梨リニア実験線における対応事例の内容を具体的に評価書に記載すること。

### 11. 他事業との複合影響等

- ・次の事業との複合影響を明らかにしたうえで、環境保全措置を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

- (1) 新山梨環状道路東区間
- (2) 新山梨環状道路南区間
- (3) 中部横断自動車道及び国道 52 号との交差部 等

### 12. 環境対策工に係る環境影響の総合的な検討

- ・防音壁とする区間においては、周辺に及ぼす影響を防音防災フードが設置された場合と比較して予測し、騒音と景観の面から総合的に検討を行い評価書に記載すること。

### 13. 山岳トンネル及び工事関連施設の建設に係る基礎的な情報の整理

- ・山岳トンネル及び工事関連施設に関する具体的な内容の記載がなく、事業者が示した調査・予測地点の考え方の適否が不明であることから、トンネル整備等に係る発生土量、工事用車両の台数、運行ルート等を明らかにした工事計画を策定し、算定根拠及び検討経緯とともに評価書に記載すること。

### 14. 対象事業実施区域の記載（新設道路の取り扱い）

- ・早川町（新倉地区）、富士川町（高下地区）において新設予定の工事用道路について、道路幅、延長、道路構造、工事時の車両通行台数等の環境影響を把握するために必要な情報を評価書に記載すること。

### 15. 山岳トンネルに係る発生土の処理

- ・発生土を工事ヤードや発生土置き場以外で仮保管する場合も発生土置き場と同様に環境保全措置等を検討しその経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・他事業において発生土を再利用する場合、再利用事業者が発生土に含まれる自然由来有害物質に関する情報等を提供するなど、2 次的な土壌汚染防止への配慮を環境保全措置に位置付け、評価書に記載すること。
- ・トンネル工事等の発生土の処理方法については、発生土の収支についての表を作成し、評価書に記載すること。
- ・富士川町高下地区の変電施設及び保守基地の造成では、造成面積が 10ha を超える恐れがあり環境影響についてより詳細に検討を行う必要がある。当該造成部分に係る環境影響の程度、環境保全措置の内容を全般的にとりまとめ評価書に記載すること。

## 16. 事業の詳細が示されていない工事関連施設及び付帯施設の環境影響

- ・事業の詳細が示されていない工事関連施設（坑口、非常口、工事ヤード等）及び付帯施設（発生土置き場、変電施設、保守基地等）については、工事着手前までに詳細な調査、予測及び環境保全措置の検討が行われ、その結果を事業内容に反映させる必要があるため、これらの施設が及ぼす環境影響の把握と環境保全措置の検討を実施する旨を評価書に記載すること。
- ・工事中及び存在・供用等の環境影響の状況は、事業の実施中及び実施後の手続において報告すること。
- ・環境影響の把握は事業着手前に行うこととし、影響要因、環境影響項目及び評価の手法の選定は、県及び関係市町と協議する旨を評価書に記載すること。
- ・関連事業者（特に送電線設置事業者）に本手続で得た環境保全に関する情報を提供するとともに、環境保全措置の実施を要請する旨を評価書に記載すること。

## 17. 非常口等の設置による影響の把握

- ・トンネルの工事に伴い設置される非常口（斜坑）及び工事ヤードについては、工事が長期にわたる場合の景観への影響を予測し、環境保全措置の検討及び評価を行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・非常口、工事用道路等の使用、管理方法を明らかにしたうえで、環境影響を把握し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

## 18. 南アルプスのユネスコエコパーク構想との調整

- ・関係する市町村と定期的に情報共有を行い協議する場の設置について、関係する長野県、静岡県、山梨県及び市町村と協議すること。
- ・ユネスコエコパークの理念に鑑み、対象事業が及ぼす影響についての認識を示すこと。
- ・工事における環境への配慮を行うとともに、事前に工事内容等について関係する長野県、静岡県、山梨県及び市町村と協議を行うこと。

## 19. 関係市町等への情報提供及び協議

- ・地域の信頼や協力を得るため、環境保全に係る工事内容、工事中や供用後の各種環境測定の結果、環境保全措置の効果等について事業者のCSR活動の一環として広く情報公開するとともに、関係市町に対して十分な協議・調整を行うこと。

## 20. 業務委託先の役割分担の記載

- ・対象事業の環境影響評価は、複数の会社が作業分担することにより作成されているが、各社が担当した分野・業務の内容が分かるような一覧表を作成し、評価書に記載すること。

## Ⅱ 個別的な事項

### 第1章 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

#### 1-1. 大気環境

##### 1-1-1. 大気汚染・騒音・振動共通事項

- ・工事用車両の運行ルートが接続若しくは接近している場所については、運行ルート間の道路への工事用車両の流入台数を明らかにするとともに、ルートが途切れている箇所を追加して評価書に記載すること。

##### 1-1-2. 大気汚染

- ・山間部における工事関係車両の運行に係る大気汚染の排出係数の取り扱いは、急坂や急カーブが連続すること、狭隘道路での擦れ違い時に停車・発進が多くなること等の特性を考慮した場合と準備書に記載した予測結果とを比較し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・四季毎の調査データと通年のデータの比較等により、予測の不確実性の程度を明らかにし、評価書に記載すること。
- ・構造物の設置による気流・気温等の変化が想定されるため、調査地域の気象条件を十分に把握したうえで検討し、その検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・トンネル坑口における大気汚染物質の排出状況について予測し、その検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

##### 1-1-3. 騒音

- ・環境基準の類型指定後の詳細設計に際して、沿線の状況を踏まえて予測、評価を再実施し、検討の経緯及び結果を事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載すること。また、その際、環境保全措置の検討においては音源対策により環境基準を達成することを基本とすること。なお、土地利用対策を含む総合的な対策の検討及び実施に当たっては県及び関係市町と十分協議し検討結果は公表すること。
- ・リニア走行時の騒音は水平方向よりも上方向に大きくなる特性をどのように反映して予測したのか評価書に記載すること。
- ・空力音が主となるリニア走行時の騒音の周波数特性及び発生源の騒音レベルに関する資料を作成し、評価書に記載すること。
- ・防音・防災フード区間と防音壁区間の境界部での騒音の減衰状況を示す図表を作成し、評価書に記載すること。
- ・騒音が防音壁等により回折し、斜め上方からの伝搬となることを考慮すると、準備書の予測結果は過小評価されている可能性があるため、予測を再検討してその経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・列車の走行による影響が懸念される場所等を予測地点として追加し、その検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。(14地点)
- ・列車の走行及び工事車両に係る影響の程度について、等音線図等を作成し、地域住民に視覚的に分かりやすい表現に修正し評価書に記載すること。
- ・本県では、良好な生活環境が保持されている地域が多いため、現況を考慮したうえで環境影響の把握及び環境保全措置の検討を行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・個別家屋対策は、開業後に環境基準が達成できない場合の応急的な措置であり、実施後も

基準達成のための追加措置が必要であること踏まえ再検討するとともに、被害防止対策として実施する場合の内容を明らかにして評価書に記載すること。

- ・「沿線の土地利用対策」については、要請するに至った経緯、発生源対策では対応できない理由等を整理したうえで、関係機関と十分協議することを評価書に記載すること。
- ・山梨リニア実験線環境影響調査報告書 平成2年7月の保全目標である75WECPNLとの比較を行うこと。

#### 1-1-4. 振動

- ・騒音において追加を求めた予測地点で振動の予測も併せて行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・列車の走行に係る振動については、地盤の状況や現況の振動レベルを考慮して、定量的な再予測を実施し、その結果を評価書に記載すること。
- ・列車の走行に係る振動については、等振動線図を作成し伝搬状況を住民が容易に把握できるようにし、その際、振動を感じる範囲を明らかにし、評価書に記載すること。
- ・列車の走行により、感覚閾値を超える範囲については、環境保全措置を検討し、検討結果を評価書に記載すること。

#### 1-1-5. 低周波音（空気振動）及び微気圧波

- ・列車の走行に伴い発生する低周波音（空気振動）について事業者は予測を行っていないが、周波数分析を含めた音圧レベルでの予測及び評価を行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・トンネル出口付近における微気圧波の影響は圧力変動(Pa)の値に加えて、周波数分析及び音圧レベル(dB)に換算した値で影響の程度を検討し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・騒音の予測値地点及び追加を求めた予測地点において、列車の走行に伴う低周波音の予測を行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・列車の走行に伴う低周波音（空気振動）の営業走行開始後の状況についてモニタリングを行い、発生状況、環境保全措置の必要性及び内容を検討し、検討の経緯及び結果を事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載すること。
- ・変電施設における影響について、予測を行い「低周波音の知覚と低周波音による建具応答の領域区分」と比較検討し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

## 1-2. 水環境及び土壌汚染

### 1-2-1. 水質・地下水の水質及び水位・水資源・土壌汚染共通事項

- ・調査地点図や予測地点図及び飲料水の利用状況に河川位置を追加するとともに、計画路線周辺の流域界を評価書に記載すること。
- ・山岳トンネルに関する基礎情報として、事業者が早川町内で行ったテストボーリングの結果を検討のための資料として評価書に記載すること。
- ・実験線のトンネル掘削に係る小河川や地下水の枯渇等に対する検討の経緯及び対応状況を環境保全措置の検討における他事例の引用として評価書に記載すること。
- ・「環境保全措置を行うことから、影響は小さい」としている項目については、定量的な予測を行い、記載内容を修正して評価書に記載すること。
- ・工事着手後に排水の水質、地下水及び表流水、動植物への影響等を把握した場合の対応方針及び連絡体制の協議及び調整を行う旨を評価書に記載すること。

### 1-2-2. 水質（水の濁り、水の汚れ）

- ・工事中に発生する濁水や排水（発生土の処分等に伴うものを含む）の水質、水量、処理方法及び放流先、放流水質について再検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・工事着手前からの定期的な水質検査を行う旨を評価書に記載すること。
- ・トンネルの掘削工事により有害物質等を含む地下水の流出が懸念されることから、定期的な水質検査を行いその結果は事業の実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載することを強く求める。

### 1-2-3. 地下水の水質及び水位

- ・山梨県駅周辺や南アルプス市の計画路線周辺の湧水地帯、富士川町十谷地内の温泉地帯に調査、予測地点を追加し、定期的な水質検査を実施する旨を評価書に記載すること。
- ・甲府盆地は地下水位が比較的高く農業用水や公共用水等に利用されているため、地下水の利用状況について、市町村のヒアリングや文献調査等の基礎情報を整理し、評価書に記載すること。
- ・大柳川上流部の温泉の成分の変化を把握するための項目について再調査又は成分分析表を確認し、その結果を評価書に記載すること。
- ・地下水位が構造物の基部よりも低い場合と高い場合の工事内容のイメージ図を作成するとともに、当該工事で実施する環境保全措置を評価書に記載すること。
- ・トンネル工事の水環境への変化を把握するため、主要な河川及び小河川の定期的なモニタリングを実施し、影響の早期把握に努める旨を評価書に記載すること。

### 1-2-4. 水資源

- ・対象事業実施区域周辺の水道水源、地下水及び小河川等へのトンネル掘削の影響について再検討し、評価書に記載すること。
- ・リニア実験線区間で水位が減少、枯渇した小河川の位置及び確認状況を明らかにし、評価書に記載すること。
- ・トンネルと交差若しくは近傍にある南川及び大柳川（富士川町）を予測地点に追加し、環境影響の程度について把握、その結果を評価書に記載すること。
- ・温泉などの重要な水資源については、工事中に定期的に水質測定を実施することなどを評価書に記載すること。
- ・富士川町の大柳川上流と山岳トンネルの交差部分周辺の土被りは100m未満と小さい。一方、水利用は、水道、温泉、農業用水など幅広いため、当該地域に係る記載の充実、周辺の水資源の保全の検討を行い、その結果を評価書に記載すること。

- ・事後調査の調査地点については、早急に県及び関係市町と協議を行い、調査地点を確定しその結果を評価書に記載すること。
- ・「地表水の流量」の調査地域・地点に計画路線が集水域を通過する小河川等を追加すること。

#### 1-2-5. 地盤沈下

- ・予測結果では資料と説明している箇所を特定することができないため、予測対象としている範囲を詳細な図面で記載する等、全面的に見直しを行い評価書に記載すること。

#### 1-2-6. 土壌汚染

- ・現在1地点しか調査地点がないが、事業着手前に複数地点において現況を把握するとともに、施工中も調査を行って発生土の状態を確認し、調査の結果については事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載すること。
- ・早川町のテストボーリング坑の発生土の検査結果を評価書に記載すること。
- ・県南部地域において発生土を再利用した工事現場から自然由来の重金属が漏出したことを受け、土壌及び浸出水・地下水等の継続的なモニタリングを実施する旨を評価書に記載すること。

### 1-3. その他の環境要素

---

#### 1-3-1. 日照障害

- ・日照障害の予測対象とした地域を図示すること。
- ・予測結果は、対象事業が影響を及ぼす全体の範囲が示されていないため、事業者が引用した資料に沿って再検討し、高架構造物の構造、日照障害が予想される範囲等を含めて評価書に記載すること。

#### 1-3-2. 文化財

- ・文化財の位置や分布状況を把握するための県及び関係市町へのヒアリング内容について一覧表を作成し評価書に記載すること。
- ・指定等文化財から計画路線までの距離や指定等文化財からの計画路線の視認状況に留意し再度予測を行い、その結果を評価書に記載すること。
- ・埋蔵文化財包蔵地への「影響が小さい」とする根拠が不明であるので、埋蔵文化財に影響を及ぼす行為の内容等が明らかになるよう予測を再検討し、結果を評価書に記載すること。
- ・準備書に記載している「必要により試掘・確認調査を実施したうえで、記録保存のための発掘調査を実施する」は、遺跡を現状のまま保存できない場合に実施するものであることから、「回避又は最小化できない場合の措置」として明確に区別し、評価書に記載すること。

#### 1-3-3. 磁界

- ・磁界の評価基準として I C N I R P の 400mT を採用しているが、当該基準はペースメーカーへの影響が考慮されていないことなどから磁界に対する保全目標を 1mT とし、評価書に記載すること。
- ・山梨リニア実験線での測定や走行開始後のモニタリングを行い、その結果を分かりやすく情報提供し、沿線住民の理解が得られるよう努める旨を評価書に記載すること。



## 第2章 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

### 2-1. 動物、植物（共通）

---

- ・計画路線が山梨県内で東西 83.4km にわたり、山地、里山、河川、耕作地、市街地等性質の異なる環境を通過することを考慮して、市町村毎や自然生態系に重点をおいた区分毎に調査結果を取りまとめ評価書に記載すること。
- ・列車の走行に係る動物、植物及び生態系への影響を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・事業着手以降の保全対象種の確認の方法、環境保全措置の検討手順を示す資料を作成し、評価書に記載すること。
- ・環境保全措置の内容については、県民が措置の内容及び効果を容易に理解できるような記載に修正し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があるため、事後調査を実施し、その結果を事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載すること。
- ・山岳トンネルの工事及び存在に係る環境影響については、調査結果の取りまとめを行い、確認位置図を作成すること。
- ・実験線における水生動植物等への影響を評価書に記載すること。
- ・山岳トンネル工事からの発生土の処理又は再利用を行う場所については、事業着手前に調査及び環境保全措置の検討を行い、着手後はモニタリングにより環境保全措置の効果を検証し、事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載すること。

### 2-2. 動物

---

- ・改変区域とその周辺における保全対象種の個体毎の分布と行動圏が明らかになるよう調査結果を整理し、評価書に記載すること。
- ・予測対象種の影響の程度の取りまとめは「改変の可能性のある範囲からの距離」に加え、当該種の一般的な行動圏を考慮して影響の程度が明らかになるよう予測したうえで、環境保全措置を再検討し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・「周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。」との記載を用いている種への影響については「対象事業の実施により生息環境が移動する可能性がある」ことを明記し、対象種の行動圏、生息可能エリアを加味して「同質の自然環境の広がり」の有効性を確認すること。
- ・環境保全措置は、実施事例や実施のイメージ図等を用いて具体的な内容に修正し評価書に記載すること。
- ・実験線において実施した猛禽類に対する保全措置の実施状況について取りまとめ、評価書に記載すること。
- ・希少猛禽類の保全措置として「繁殖期等を考慮した工事計画の策定」を追加し、当該措置が必要な場所及び具体的な内容の検討を行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・明かり区間でのバードストライク等の野生動物と列車との衝突事故防止対策を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・イヌワシについては、静岡、山梨両県で一体的なモニタリングを実施し、当該種の行動圏と工事箇所との位置関係を整理したうえで、影響の程度と環境保全措置の必要性について検討する旨を評価書に記載すること。

### 2-3. 植物

---

- ・ 植栽等を行う場合は、地域個体群等のかく乱の防止を徹底し、植生の監視を行う旨を評価書に明記すること。
- ・ 重要な種の移植・播種の実施に当たり、適切な調査を実施し、専門家の意見を聴きながら類似した環境に移植する旨を評価書に記載すること。また、希少植物を移植する場合には、移植後の管理を含めて移植先を検討すること。

### 2-4. 生態系

---

- ・ 富士川町高下・最勝寺地区の里地・里山の生態系については、ミゾゴイを生態系の検討対象種に追加したうえで、環境影響の程度及び環境保全措置の内容等について再検討し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・ ホンシュウカヤネズミ等の行動圏の小さい予測対象種のハビタット範囲は、対象事業の影響を直接的若しくは間接的に受ける個体群の行動圏に着目して再検討し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・ 事業実施後にハビタットの形状が変化、あるいは分断した時に、その部分が予測対象種の生息可能エリアとしての機能が維持されているかどうかについて検討し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

## 第3章 人と自然との豊かな触れあいの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

### 3-1. 景観

---

- ・予測地点毎の選定の過程として、選定に用いた文献の一覧、ヒアリング相手及びその内容を評価書に追加記載すること。
- ・長期間設置される工事関連施設が及ぼす景観への影響を予測すること。
- ・「日常的な視点場からの景観の状況」は、背景となる景観を加味して再検討を行い、その検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・「主要な眺望点」若しくは「日常的な視点場」として15地点を予測の対象に追加するとともに、既選定の7地点については予測地点周辺の再調査を行い、予測地点を選定し直したうえで予測結果を修正し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・防音壁の場合、防音防災フードの場合を複数案の一つとして設定して予測し、その結果を評価書に記載すること。
- ・駅等の構造物の出現による、駅周辺における景観の変化について、フォトモンタージュ等による予測を行い、その結果を評価書に記載すること。
- ・「鉄道施設が眺望できるようになる」、「現在の景観に構造物が加わり、現在の景観と調和の取れた新たな景観となる」等の予測を行っている地点については、視対象への影響について詳細に評価書に記載すること。
- ・ダイヤモンド富士撮影ポイントでは、可能な限り眺望点からの景観を阻害しないように、造成面及び保守基地等の施設の高さ、色彩、レイアウト等について複数案による検討を行い、その経緯を図表等により評価書に記載すること。
- ・準備書には示されなかった、変電施設、保守基地、発生土置き場、非常口等の付帯施設の景観への影響について検討し、その結果を評価書に記載すること。
- ・関係市町の景観計画の景観形成方針に及ぼす影響について関係市町と協議したうえで検討し、協議の概要及びその結果を評価書に記載すること。

### 3-2. 人と自然との触れ合い活動の場

---

- ・「人と自然との触れ合い活動の場」として利用されている6地点を予測の対象に追加し、利用性の変化や快適性の変化について検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。
- ・計画路線と利根川公園（富士川町）の交差部分においては、公園施設が分断され利用性や快適性に大きな影響が生じるおそれがあることから、予測は、交差部付近のフォトモンタージュの作成及び図表を用いて具体的かつ分かりやすく評価書に記載すること。
- ・サイクリングロードの予測において「快適性の変化は生じない」としているが、快適性に影響を及ぼす範囲を明らかにするため、構造物による影響を具体的な記載内容に修正し、評価書に記載すること。
- ・人と自然との触れ合い活動の場については、その場がどのような構成要素により価値づけられているのか、それに対して事業がどのような影響を与えるのかを検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

## 第4章 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

### 4-1. 廃棄物・発生土

---

- ・ 工事期間中の廃棄物の管理の具体的な措置の内容が分かるように評価書に記載すること。
- ・ 県内の路線一括した予測ではなく、工事実施地域毎に発生量と処理施設の能力を調査してとりまとめ評価書に記載すること。
- ・ 既存工作物の除去に伴い発生する廃棄物量や造成等に伴い発生する木材等の廃棄物量を加えた予測を再実施し、その結果を評価書に記載すること。
- ・ 環境保全措置の内容に具体性が無く、建設汚泥の排出時の水分含有量、脱水後の最終的な発生量が記載されていないことから、排出状況の記録等のモニタリングを実施する旨を評価書に記載すること。
- ・ 対象事業による影響、環境保全措置の効果、最終的に残る影響について具体的に評価書に記載すること。
- ・ 評価書作成段階において明らかになっている発生土の利用先、処分先毎の発生土の量を整理し、処分先が未定であるものも含めて一覧表を作成して評価書に記載すること。
- ・ 発生土の処分先又は利用先における環境への影響については、影響の程度及び環境保全措置の内容について、事業計画確定前に県に協議を行うこと、定期的なモニタリングの実施及び排出先の記録の作成等を評価書に記載すること。

### 4-2. 温室効果ガス

---

- ・ 一時的に環境への負荷が増大することを想定し、東京都・名古屋市間の供用時の予測を実施してその結果を評価書に記載すること。
- ・ 次の事項を予測対象に追加し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。
  - ア 伊丹・関空の航空便の廃止及び減便された場合の列車走行に伴う影響、また、東京都・名古屋市間が供用された場合の列車走行に伴う影響
  - イ トンネル等における照明設備の点灯に伴う影響
  - ウ 個別家屋対策に係るエアコン等の稼働時間の延長に伴う影響
- ・ 環境保全措置の実施により削減を目指す二酸化炭素排出量の数値目標を設定すること。
- ・ 対象事業の実施と「山梨県地球温暖化対策実行計画」の二酸化炭素排出量削減計画の関係について検討を行い、その結果を評価書に記載すること。